

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(利用状況調査に係る周波数帯)

第三条 総務大臣は、おおむね二年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第二項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

- 一 七・四MHz以下のもの
- 二 七・四MHzを超えるもの

〔削る〕

〔2 略〕

〔第四条 略〕

第五条 免許を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔2 略〕

3 登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項については、第一項（第三号及び第四号を除く。）及び前項の規定を準用する。この場合において、第一項中「免許人」とあるのは「登録人」と、「無線局」とあるのは「登録局」と、前項第一号中「前項第一号から第四号まで」とあるのは「前項第一号及び第二号」と、同項第二号中「免許人」とあるのは「登録人」と読み替えるものとする。

〔4・5 略〕

6 総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補充するものとして、電波の発射状況に係る調査（次条において「発射状況調査」という。）の結果を活用することができる。

〔重点調査の実施〕

第五条の二 総務大臣は、第三条に定める周波数帯ごとに利用状況調査を行う場合において、総務大臣が別に告示する基本的な方針に合致する割当可能周波数帯を重点的に調査する必要があると認めるときは、前条第一項第五号から第八号までに掲げる調査及び前条第六項の発射状況調査について、無線局ごと又は登録局ごとその他当該割当可能周波数帯の調査に必要な限度において詳細に調査を行うことができる。

〔臨時の利用状況調査〕

第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項に定める周期にかかわらず、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

〔2 略〕

別表 調査事項等（第五條関係）

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
法第38条の6第1項の技術基準適合証明を受けた無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	法第38条の2の2第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録証明機関」とい

(利用状況調査に係る周波数帯)

第三条 総務大臣は、おおむね三年を周期として、次に掲げる周波数帯ごとに、法第二十六条の二第二項に規定する利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。

- 一 七・四MHz以下のもの
- 二 七・四MHzを超え三・四GHz以下のもの
- 三 三・四GHzを超えるもの

〔2 同上〕

〔第四条 同上〕

〔第五条 同上〕

3 登録を受けた無線局に係る法第二十六条の二第一項の総務省令で定める事項は、登録人の数及び登録局の数とし、その調査は、第二項第一号に定める方法により行うものとする。

〔2 同上〕

6 総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補充するものとして、自ら行う電波の発射状況の調査結果を活用することができる。

〔4・5 同上〕

〔新設〕

〔臨時の利用状況調査〕

第六条 総務大臣は、必要があると認めるときは、第三条第一項又は第二項の期間の間において、対象を限定して臨時の利用状況調査を行うことができる。

〔2 同上〕

別表 調査事項等（第五條関係）

1 区 別	2 調 査 事 項	3 調 査 方 法
〔同左〕	〔同左〕	法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理

		う。以下この表において同じ。) に対して報告を求める事項の整理			
法第38条の24第1項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第19条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	法第38条の24第1項の工事設計認証を受けた者及び登録証明機関に対して報告を求める事項の整理	[同左]	[同左]	法第38条の29において準用する法第38条の20第1項に基づき法第38条の24第1項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び法第38条の24第3項において準用する法第38条の6第2項に基づき登録証明機関に対して報告を求める事項の整理
法第38条の31第1項の技術基準適合証明に係る無線設備	技術基準適合証明を受けた無線設備の台数	法第38条の31第1項の規定による承認を受けた者(以下「承認証明機関」という。以下この表において同じ。) に対して報告を求める事項の整理	[同左]	[同左]	法第38条の31第4項において準用する法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
法第38条の31第5項の工事設計認証に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第35条第1項第4号に規定する検査を行った特定無線設備の数量	法第38条の31第5項の工事設計認証を受けた者及び承認証明機関に対して報告を求める事項の整理	[同左]	[同左]	法第38条の31第6項において準用する法第38条の20第1項の規定に基づき法第38条の31第5項の工事設計認証を受けた者に対して報告を求める事項の整理及び法第38条の31第6項において準用する法第38条の6第2項に基づき承認証明機関に対して報告を求める事項の整理
法第38条の33第1項の確認に係る無線設備	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第40条第1項第4号に規定する検査を行った特別特定無線設備の数量	法第38条の33第4項の届出業者に対して報告を求める事項の整理	[同左]	[同左]	法第38条の38において準用する法第38条の20第1項に基づき法第38条の33第4項の届出業者に対して報告を求める事項の整理
[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]

注1 [略]

注2 「調査方法1」の各欄の報告を求める事項の整理は、調査の対象とする特定無線設備の種類その他の事情を考慮し、必要な範囲内で行うものとする。

注 [同左]

[新設]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。